10. 収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国又は地方公共団体から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、当機構が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約期間が複数年度にわたる契約のうち、研究の進捗に応じた報告書を提出する契約については報告書を提出した時点で、各年度にて収益を認識しております。

⑵　ガラス固化技術開発施設収入に係る収益

ガラス固化技術開発施設収入に係る収益は、顧客との契約に基づいてガラス固化処理等の業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、当機構が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

⑶　日本原電廃棄物処理等収入に係る収益

日本原電廃棄物処理等収入に係る収益は、顧客との契約に基づいて放射性廃棄物の最終処分のために必要な業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、当機構が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

11. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

12. 長期廃棄物処理処分負担金の会計処理

「長期廃棄物処理処分負担金」は、独立行政法人会計基準第85第１項⑵の寄附金の会計処理によっております。

13. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

14. 資産見返負債の会計処理

埋設処分業務勘定における資産見返負債の計上は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成17年文部科学省令第44号）第７条第２項の規定によっております。

（参考）

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成17年文部科学省令第44号）

（埋設処分業務等に関する会計処理）

第７条第２項

機構は、埋設処分業務等に係る償却資産を取得したときは、埋設処分業務等に係る勘定において、当該償却資産の価額に相当する金額を資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

15. 重要な会計上の見積り

⑴　減損会計

１）当該事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失　61,150,740,470円
減損損失相当額　1,389,085,370円
有形固定資産　430,981,790,086円
無形固定資産　2,331,273,277円

※減損損失相当額1,389,085,370円は、当事業年度に減損を認識した金額であり、行政コスト計算書上の減損損失相当額204,164,977円には資産除去債務の履行に伴う取崩しへの振替△1,184,920,393円が含まれているため、一致しておりません。

２）会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報

①当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

減損の兆候は、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること、当該資産を使用しないことの決定又は廃止措置計画の申請等により把握しています。

減損の認識は、当該資産を使用していないこと又は廃止措置計画の認可等により行っています。

減損の測定は、回収可能サービス価額に基づいて行っております。回収可能サービス価額は、減損の認識事由に応じて、使用価値又は正味売却価額を用いています。

②当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

施設の廃止等により、当該資産は今後使用しないという仮定に基づき会計上の見積りを行っています。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の事業環境の変化、事業計画の変更等により、減損損失の算定に用いた主要な仮定に変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において減損損失が計上される可能性があります。

⑵　資産除去債務

１）当該事業年度の財務諸表に計上した金額

資産除去債務（流動負債）　1,861,199,559円
資産除去債務（固定負債）　2,968,447,819円

２）会計上の見積りの内容について国民その他の利害関係者の理解に資するその他の情報

①当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務のうち、当該債務額について合理的な見積りが可能なものについて、負債を計上しています。

算出に当たっては、処分又は原状回復に係る費用の見積額を算定し、割引率は見積り時の長期国債利回率を採用しています。

②当該事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

処分又は原状回復に係る費用について、資産の除去を行う業者等の第三者からの情報や、過去の実績額等に基づき見積り計算を行う等、一定の仮定を置いて会計上の見積りを行っています。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

貸借対照表に計上しているものについては、工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた除去費用が見積金額と異なった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に計上していないものについては、「Ⅴその他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報10. 資産除去債務に関する事項⑵資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの」に記載のとおり、合理的な見積りができないため、負債を計上しておりません。翌事業年度に状況が変化し、合理的な見積りが可能となるような事象が発生した場合には、資産除去債務を計上する可能性があります。

⑶　放射性廃棄物引当金

１）当該事業年度の財務諸表に計上した金額

放射性廃棄物引当金（流動負債）　13,619,525,358円
放射性廃棄物引当金（固定負債）　164,613,024,098円